

滋賀県緊急被ばく医療計画

I 平時の対応（災害予防対策）

第1 方針

原子力災害にかかる専門的な医療の知識、資機材の取扱いが必要であり、緊急時被ばく医療体制の整備が必要なことから、初期、二次医療体制および住民に対する心身の健康相談体制等の整備を行うとともに、三次被ばく医療および広域的医療体制との連携を図るものとする。

第2 緊急被ばく医療体制の整備

1. 初期および二次被ばく医療機関の整備

県は被ばく医療機関として、初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関を整備するものとする。

- (1) 初期被ばく医療機関は次の機能を有するよう整備する。
 - ・軽度の汚染の拭き取り等の簡易な除染を行う。
 - ・救護所等から搬送されてきた傷病者および被ばく者（被ばくの可能性がある者を含む）に対して、一般の救急診療の対象となる傷病の対応を含む初期診療（外来診療）を行う。
 - ・二次または三次被ばく医療機関への搬送の判断を行う。
- (2) 二次被ばく医療機関は次の機能を有するよう整備する。
 - ・細密な除染（二次除染）を行う。
 - ・初期被ばく医療機関で処置を行った後に、汚染が残存するまたは相当量被ばくしたと推定される者等に対して、専門的な診療（入院診療）を行う。
 - ・高線量被ばく、内部被ばく患者に対する診療を行う。
 - ・三次被ばく医療機関への搬送の判断を行う。

別表1

区分	医療機関名	所在地
初期	1 ○○病院	大津市○○○
	2	
	3	
	4	
	5	
	6 □□病院	長浜市□□□
	7	
	8	
	9	
	10	

	11	
	12	
二 次	1	
	2	

2. 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制の整備

県、初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関、および社団法人滋賀県医師会等その他医療関係機関は医療チームの派遣要請に対応できるよう、班編制を整えておくものとする。

また、県は市町と連携し、救護所の設置、医療チームの派遣を行うための計画を予め別に定めるものとする。

3. 広域的医療体制の整備

県は、原子力災害の広域性や本県の地域特性を考慮し、国や関西広域連合等と協力した広域的医療体制の整備を図る。

4. 医療活動用資機材等の整備

(1) 緊急被ばく医療設備の整備

県は、緊急被ばく医療に対応するため、放射線測定資機材、除染資機材、医療資機材等の整備・維持に努めるものとする。

(2) 医薬品等の整備

県は、医療チーム等が行う医療活動実施のために必要な医薬品等を円滑に供給できるよう努めるものとする。

5. 心身の健康相談体制の整備

県は、市町とともに、住民に対する心身の健康相談に応じるための体制を整備するものとする。

第3 人材の育成等

1. 人材の確保

県は、緊急被ばく医療の適切な提供のため、被ばく医療に関する知識と技術を備えた医療関係者の確保に努めるものとする。

2. 人材の育成

県は、医療関係者の職種に応じた研修を実施し、人材の育成に努めるものとする。

3. 訓練の実施

県は、市町、医療関係者等と連携し、緊急被ばく医療に関する訓練を実施するものとする。

Ⅱ 緊急時の対応（災害応急対策）：緊急被ばく医療計画の策定

第1 計画の方針

住民の生命・身体を原子力災害から守るため、県災害対策本部長の指揮のもと総合的な判断と統一された見解に基づく医療の提供が必要であることから、関係市町および関連医療機関と密接な連携を取りながら、緊急被ばく医療体制の構築を図るものとする。

第2 緊急被ばく医療体制

1. 体制構築の指針

緊急被ばく医療においては、速やかな対応が必要であることから、救護所における体制とともに、初期、二次、三次という被ばく医療体制を構築する。

また、原子力緊急事態に至らない場合や放射性同位元素の使用施設等における汚染、被ばく患者もあわせて対象とする。

2. 緊急被ばく医療体制を構成する機関

(1) 県災害対策本部

県は、災害対策本部の中に医療班を設置し、緊急被ばく医療措置が円滑に行われるよう指揮するものとする。

(2) 救護所

構成機関：市町、保健所、日本赤十字社滋賀県支部、医師会、薬剤師会、病院協会、医療チーム等

役割：県および市町は避難所に救護所を設置し、避難所に避難してきた周辺住民等に対し、スクリーニング、簡易な除染、問診、応急処置等の処置を行うとともに、心身の健康相談にも応ずる。
また、必要に応じて安定ヨウ素剤の投与を行う。

(3) 初期被ばく医療機関

構成機関：別表1のとおり

役割：救護所等から搬送されてきた傷病者および被ばく者(被ばくの可能性がある者を含む)に対する初期診療や救急診療(外来診療)および二次または三次被ばく医療機関への搬送の判断を行う。

(4) 二次被ばく医療機関

構成機関：別表1のとおり

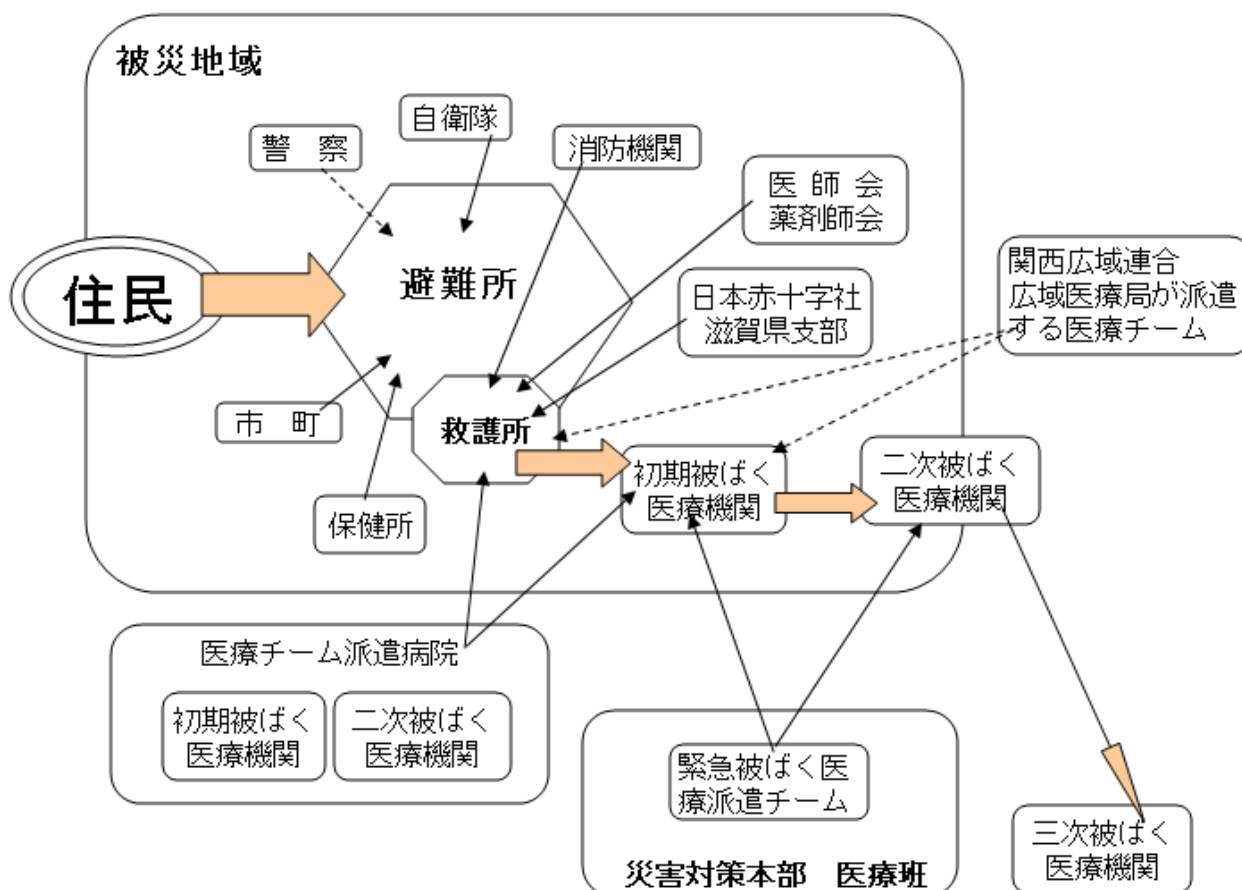
役割：初期被ばく医療機関で処置を行った後に、汚染が残存するまたは相当量被ばくしたと推定される者等に対する専門的な診療(入院診療)および三次療機関への転送の判断を行う。

(5) 三次被ばく医療機関

構成機関：広島大学 緊急被ばく医療推進センター、
独立行政法人 放射線医学総合研究所 緊急被ばく医療研究センター(千葉県)

役割：被ばくによる障害の専門的診断・治療等が必要とされる者等に対して、診断・治療等を行う。

- (6) 搬送機関
 構成機関：消防機関、自衛隊等
 役割：救護所、初期、二次および三次被ばく医療機関間の患者の搬送を行う。
- (7) 医療チーム
 構成機関：被災地域外の初期被ばく医療機関または二次被ばく医療機関
 役割：被災地域外の初期被ばく医療機関または二次被ばく医療機関から被災地域内の初期被ばく医療機関または救護所へ必要に応じて医療チーム(医師、看護師、薬剤師、放射線技師等)を派遣し、協力して医療活動を行う。
- (8) 関西広域連合が派遣する医療チーム
 構成機関：関西広域連合広域医療局が派遣する医療関係者
 役割：初期被ばく医療機関または救護所において医療活動を行う。
- (9) 国の派遣する緊急被ばく医療派遣チーム
 構成機関：放射線医学研究所、国立病院および国立大学医学部附属病院等の医療関係者
 役割：被ばく患者に対する診療について初期および二次被ばく医療機関の関係者を指導するとともに、これに協力して医療活動を行う。



第3 緊急被ばく医療措置

1. 緊急被ばく医療体制の概要

現在、原子力規制委員会において検討中であり、今後の検討結果を踏まえ本計画に記載する。

2. 被ばく患者の搬送先の判断

被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等により、明らかにある程度の被ばくをしたと推測できる者に対しては、初期被ばく医療機関を経ずに、二次または三次被ばく医療機関に搬送することが有効であるため、現場の医師の判断で搬送先を決定する。

3. 外部専門機関への要請

県は、関西広域連合または国に対し、緊急被ばく医療チームの派遣および放射線障害専門病院等へ被ばく患者の受入の要請を行う。

4. 安定ヨウ素剤の服用

現在、原子力規制委員会において具体的な手順が検討中であり、今後の検討結果を踏まえた改訂を行う。

(1) 安定ヨウ素剤の服用の決定

国および国の専門機関の指導・助言をもとに、県災害対策本部長が決定するものとする。

(2) 服用についての留意事項

ア 安定ヨウ素剤の服用についてその副作用について十分考慮する必要があるため、避難所において、救護所に配置された医師の指導監督のもと投与するものとする。

また、医療チーム等が住民に対して、その副作用等に関する問診を行ったうえで、服用方法の指導を行う。

イ 県災害対策本部長は、避難所および救護所設置決定を受けて安定ヨウ素剤の搬送開始を決定する。

5. 緊急被ばく医療機関における汚染および被ばくの防止

被ばく患者の診療に際して、医療関係者および一般の患者等の二次汚染および被ばく防止措置を講ずる。

6. 緊急被ばく医療マニュアル等

緊急被ばく医療については本計画で定めるほか、緊急被ばく医療マニュアル等で定めるものとする。